

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要項

1 目的

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し続けており、とりわけ、情報通信技術（ICT）の進展は、子どもたちに大きな影響を及ぼしており、これからの時代を生き抜く子どもたちには、情報活用能力を身に付けることが極めて重要になっている。また、国や文部科学省においても、教育振興基本計画や学習指導要領の改訂において、「教育の情報化」を積極的に推し進めている。

こうした状況の中、本村においては、学校教育環境の整備の重点項目の一つとして、村内の小中学校においてタブレット端末や電子黒板、教育の情報化整備を行うこととしている。

本要項は、本村が球磨村立小中学校にタブレット端末等を導入するにあたり、本事業に係る優先交渉権者を公募型プロポーザルにより選定するため、実施方法のほか、参加要件、手続き等、必要な事項について定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名 球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業
- (2) 事業内容 別紙「球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業」仕様書のとおり
- (3) 納入期限 契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
- (4) 納入場所 球磨村立小中学校（中学校1校、小学校2校）
- (5) 提案上限額 13,500,000円（タブレット端末の導入に係る上限額）※消費税及び地方消費税相当額を含む。
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本県内に事業所があり、かつ、球磨村と取引の実績があること。
- (2) 本公募開始日から受託候補者の決定までに、球磨村から公募停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑であったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 法人等又は共同法人等及びその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でない

こと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき、熊本県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (8) 本公募開始日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

4 スケジュール

令和2年12月 2日 (水)	実施要項公告 (公募開始)
12月 8日 (火)	質問受付期限
12月10日 (木)	質問に対する回答
12月14日 (月)	参加申込書提出期限
12月16日 (水)	参加承認通知
12月21日 (月)	企画提案書提出期限
12月25日 (金)	プレゼンテーション

※選定後1週間以内に文書にて審査結果を通知する。

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加申込書(別記様式1)を提出すること。なお、参加申込書が提出されない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 受付

休日・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出期限

令和2年12月14日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送については期限までに必着すること。)

(4) 参加承認

球磨村の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。参加承認の可否は、令和2年12月16日(水)までに電子メールにより通知する。なお、参加申込書を提出したにもかかわらず、連絡が無い場合は、担当部署あてに電話確認することができる。

(5) 参加辞退

参加申込書を提出した者は、参加辞退届(別記様式2)の提出により、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和2年12月8日(火) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（別記様式3）により電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

令和2年12月10日（木）午後5時までに球磨村公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

仕様書に示す内容に沿って作成すること、正本（1部）に、企画提案書届出書（別記様式4）を添付して提出すること。

②スケジュール表（任意様式）

納品までのスケジュール表を作成すること。

③業務実績書（任意様式）

地方公共団体等の同種または類似の業務の受託実績について記載すること。

④誓約書（別記様式5）

⑤見積書（任意様式）

提案価格の根拠となった内容、数量、単価、金額等を記載すること。合計額には、消費税及び地方消費税を含めること。

(2) 作成方法

提出書類はA4版とし、仕様書の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本（写し）4部

(4) 受付

休日・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出期限

令和2年12月21日（月）午後5時（必着）

(6) 提出方法

持参又は郵送（郵送については期限までに必着すること）

8 プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づき、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。同時に、提案者に対し、提案及び提出書類に関する質疑や説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 開催日時 令和2年12月25日（金）（予定）時刻未定

(2) 開催会場 球磨村役場会議室

(3) その他 日時等の詳細については別途電子メールにより連絡する。

9 プロポーザルの審査及び選定方法

(1) 審査・選定方法

本業務の審査選定にあたっては、球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、評価委員会において、提案内容を公正

かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。(参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知する。)

②評価委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を評価委員会評価とする。

【評価審査項目】

- (ア) 業務実施体制・実績
- (イ) 企画提案書
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 見積費用

③受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、評価委員会にて審議し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1事業者につき30分の持ち時間とする。(説明20分、質疑10分)ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。
- (ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②使用機材について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、村で用意する物を使用しても構わない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 審査結果の通知

- ①評価委員会の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書で通知する。ただし、審査結果については、異議申し立ては受け付けない。
- ②受注候補者に選定された者は、速やかに本村と契約交渉に当たること。
- ③選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から

起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

1.0 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合。
- (5) その他、本要項に定める手続きを遵守しない場合。

1.1 契約

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者と、企画提案書等を基に協議したうえで決定し、随意契約により契約を締結する。ただし、タブレット端末の設計・設定・設置等（操作研修等を含む）に係る費用については、令和3年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和3年4月1日に契約を行うこととする。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.2 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類等の修正・変更は不可とする。
- (3) 審査内容（評価点等）は原則として非公開とし、審査結果及び選定理由等についての問い合わせや異議申し立て等は認めない。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しない。

1.3 担当部署（書類等提出先）

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村教育委員会 教育課 学校教育係 担当：薮 祐太郎

TEL：0966-32-1117

FAX：0966-32-0101

電子メール：y-shitomi@kuma.kumamoto.jp

球磨村公式ウェブサイト：<http://www.kumamura.com/>

(別記様式1)

年 月 日

球磨村長 松谷 浩一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

参 加 申 込 書

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要項の趣旨を理解し、参加資格要件をすべて満たしていますので、プロポーザルへの参加を申し込みます。

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(別記様式2)

年 月 日

球磨村長 松谷 浩一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

参 加 辞 退 届

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザルに対し、参加を申し込みましたが、以下の理由により辞退します。

【辞退理由】

--

(別記様式3)

年 月 日

球磨村長 松谷 浩一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

質 問 書

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要項等について、次のとおり質問します。

【質問内容】

--

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※質問書は、令和2年12月8日（火）午後5時までに電子メールで送信してください。

送信先メールアドレス：y-shitomi@kuma.kumamoto.jp

(別記様式4)

年 月 日

球磨村長 松谷 浩一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

企 画 提 案 書 提 出 書

球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要項に基づき、企画提案書を提出します。

【担当者連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(別記様式5)

年 月 日

球磨村長 松谷 浩一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

誓 約 書

球磨村が実施する 球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザルに参加するにあたり、関係法令等について再度認識のうえ厳正な手続きを行い、下記事項のすべてに該当する事業者であることを誓約します。

なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

記

- 1 球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業公募型プロポーザル実施要項に記載された参加資格要件を満たした事業者であること。
- 2 球磨村立小中学校タブレット端末等導入事業の契約履行期間中に、当該業務の業務工程管理運営を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。